島根県子どものセーフティネット推進施策

ガイドブック

２０２０年度版

島根県 ・ 島根県教育委員会

令和２年３月

島根県では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六十四号）第九条に基づく計画として、平成２７年３月に「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定しました。

この計画の中では子どもの貧困対策の基本方針を示しており、その基本方針に基づき事業計画を定め、様々な事業を実施しています。

本ガイドブックは、これらの事業のうち学校等で活用していただけそうな施策などを抜き出し、その事業概要や事業の問い合わせ先などを掲載していますので、学校等におけるセーフティネットの推進に向けてご活用ください。

○留意点

①掲載内容は、予告なく変更されている場合がありますので、活用にあたっては「問い合わせ先」にご確認ください。

②施策インデックスの施策欄には、島根県子どものセーフティネット推進計画で定めている全ての事業を記載しています。事業概要が掲載されていない事業について確認したい場合は、下記までお問い合わせください。

■このガイドブックに関する問い合わせ先■

島根県健康福祉部地域福祉課
生活保護・生活困窮者支援スタッフ　TEL 0852-22-6878　FAX 0852-22-5448
島根県教育庁総務課
政策企画スタッフ　TEL 0852-22-6250　FAX 0852-22-5400

※個々の事業については、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

島根県子どものセーフティネット推進計画に基づく支援

課題

経済的な課題
・貧困 等

療育上の課題
・子どもの無関心
・虐待
・保護者の疾病 等

発見

1. 生活困窮者自立相談支援事業 **(P1)**
2. 困難を有する子ども・若者支援事業 **(P3)**
3. 子どもと家庭相談体制整備事業 **(P4)**
5. 民生委員・児童委員 **(P5)**
6. 民生委員活動推進事業 **(P5)**
8. 母子保健専門人材育成事業
9. 母子保健評価検討事業
11. スクールソーシャルワーカー活用事業 **(P7)**
12. 要保護児童対策地域協議会 **(P8)**

関係機関へのつなぎ・情報共有・連携

要保護児童対策地域協議会

生活困窮者自立支援 相談窓口

支援

■安心の確保

■社会的養護等の適切な利用と体制の整備
- 15.子どもと家庭特定支援（児相一時保護）
- 16.施設入所児童支援（措置費）
- 17.里親委託児童支援
- 18.子育て短期支援 (ｼｮｰﾄｽﾃｲ、ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃ
- 19.子どもと家庭相談体制整備(児相職員研

■地域の力を生かした居場所づくり
- 5.民生委員、児童委員 **(P5)**
- 26.生活困窮世帯の子どもの学習支援 **(P1)**
- 27.しまねすくすく子育て支援
- 28.結集!しまねの子育て協働プロジェクト（放課後支援、地域未来塾） **(P10)**

■保育等の確保
- 20.保育所等緊急整備
- 21.一時預かり事業
- 22.病児保育
- 23.放課後児童クラブ施設整備
- 24.新卒保育士確保支援
- 25.保育士・保育所支援センター

■食育活動の推進
- 29.食育推進基盤整備

■子どもの心理的ケア
- 19.子どもと家庭相談体制整備(児相職員研修)
- 30.スクールカウンセラー等活用 **(P11)**

■子どもに対する支援 （学びの支援）（進学・就労等の支援）

■就学に伴う経済的負担の軽減
- 31.就学援助 **(P12)**
- 32.高等学校等就学支援金 **(P14)**
- 33.私立高等学校等授業料減免 **(P15)**
- 34.高等学校等奨学のための給付金 **(P16)**
- 35.島根県高等学校等奨学事業 **(P17)**
- 36.特別支援教育就学奨励費 **(P19)**
- 37.私立中学校修学支援実証 **(P21)**
- 80.高等教育の負担軽減 **(P47)**

■地域等における学習支援
- 26.生活困窮世帯の子どもの学習支援 **(P1)**
- 71.ひとり親家庭等生活向上
- 39. 結集!しまねの子育て協働プロジェクト

■進学・就労等の支援 (進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援)
- 44.母子父子寡婦福祉資金貸付金 **(P27)**
- 46.生活福祉資金貸付 **(P28)**
- 47.介護福祉士等修学資金貸付 **(P33)**
- 48.保育士修学資金貸付 **(P34)**

■進学・就労等の支援 (中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援)
- 54.連絡調整員配置 **(P38)**

■学校教育による学力保障
- 38.少人数学級編成、放課後補習 等

■学校における就学継続のための支援
- 30.スクールカウンセラー等活用 **(P11)**
- 40.公立高校等学び直し支援金 **(P24)**
- 41.私立高校等学び直し就学支援金
- 42.高校等の就学継続のための支援（教育・進路相談）
- 43.専門学校生への経済的支援 **(P26)**

■進学・就労等の支援 (ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)
- 16.施設入所児童支援（措置費）
- 49.母子家庭等就業・自立支援
- 50.施設入所児童支援(自立支援等)
- 80.高等教育の負担軽減 **(P47)**

■進学・就労等の支援 （若年者向けの就労支援）
- 51.若年者雇用対策(ジョブカフェ) **(P35)**
- 52.地域若者ｻﾎﾟｰﾄｽﾃｰｼｮﾝ **(P36)**
- 53.若年未就業者就職促進 **(P37)**

■保護者に対する支援

■経済的困窮に対する支援
- 44.母子父子寡婦福祉資金貸付金 **(P27)**
- 55.生活保護 **(P39)**
- 56.児童扶養手当
- 57.生活福祉資金貸付
- 58.3歳児未満の保育料減免
- 59.福祉医療費助成 **(P40)**
- 60.乳幼児医療費助成
- 61.要保護・準要保護児童生徒の医療費助成 **(P42)**

■生活の支援 （子育てに関する悩み相談）
- 8.母子保健専門人材育成
- 9.母子保健評価検討
- 66.利用者支援
- 67.地域子育て支援拠点
- 68.乳児家庭全戸訪問
- 69.養育支援訪問

■就労支援
- 1.生活困窮者自立相談支援（就労支援） **(P1)**
- 64.ひとり親家庭等日常生活支援
- 73.就労準備支援 **(P1)**
- 74.被保護者就労支援（生活保護）
- 75.母子家庭自立支援給付金 及び 父子家庭自立支援給付金
- 76.マザーズハローワーク
- 77.生活保護受給者等就労自立促進
- 78.母子・父子自立支援ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ策定
- 79.特定求職者雇用開発助成金

■生活の支援 （生活困窮者自立支援法による支援）
- 1. 生活困窮者自立相談支援 **(P1)**
- 62.家計相談支援 **(P1)**

■生活の支援 （ひとり親家庭への生活支援）
- 63.母子家庭等就業・自立支援 **(P44)**
- 64.ひとり親家庭等日常生活支援

■生活の支援 （保護者や大人の学習機会の充実）
- 70.結集!しまねの子育て協働プロジェクト（人材育成・家庭教育支援） **(P45)**

■生活の支援 （母子生活支援施設）
- 72.母子生活支援施設

■就労支援 （保育等の確保【再掲】）
- 20.保育所等緊急整備
- 21.一時預かり事業
- 22.病児保育
- 23.放課後児童クラブ施設整備
- 24.新卒保育士確保支援
- 25.保育士・保育所支援センター

■学校での対応イメージ

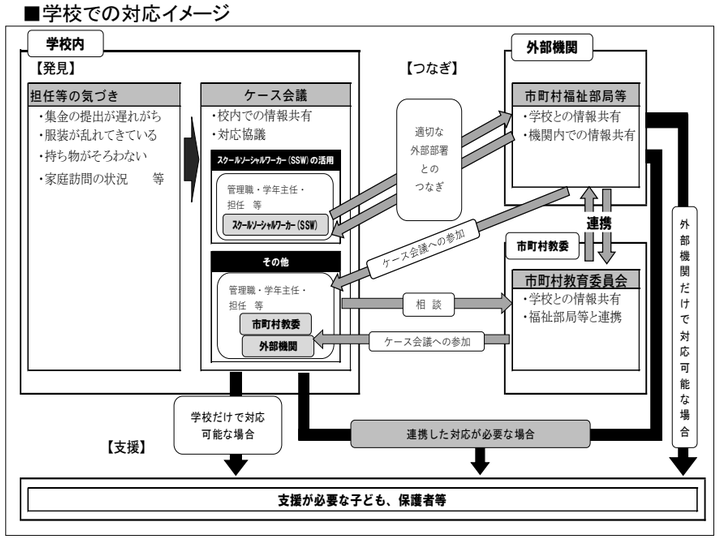

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

目的（施策体系）／施策		大項目	1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備							2 子どもの安心と成長の環境づくり													3 保護者等に対する支援														
		中項目	（1）保護・支援が必要な子どもや保護者の発見				（2）問題の共有と役割分担の決定		（3）発見から連携へつなぐ体制の強化	（1）安心の確保					（2）学びの支援				（3）進学・就労等の支援					（1）経済的困窮に対する支援				（2）生活の支援					（3）就労の支援					
		小項目	ア 行政の各分野における発見			イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困窮者自立相談支援機関		ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備	イ 保育等の確保	ウ 地域の力を生かした居場所づくり	エ 食育活動の推進	オ 子どもの心理的ケア	ア 就学に伴う経済的負担の軽減	イ 学校教育による学力保障	ウ 地域等における学習支援	エ 学校における就学継続のための支援	ア 奨学金等の情報提供	イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援	ウ ひとり親家庭の子どもや児童施設等の退所児童に対する就労支援	エ 若者向けの就労支援	オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	ア 福祉部門における就労支援					イ 保育等の確保
		ページ	(ア) 福祉部門における発見	(イ) 保健部門における発見	(ウ) 早期発見のための幅広い情報収集と連携																											(ア) 生活困窮者自立相談支援機関	(イ) 生活保護	(ウ) ひとり親家庭	(エ) 生活保護受給者等就労寿自立促進事業	(オ) 雇用関係助成制度の活用	
1	生活困窮者自立相談支援事業	1	○																								○					○					
2	困難を有する子ども・若者支援事業	3	○																																		
3	子どもと家庭相談体制整備事業（子どもと家庭電話相談）	4	●																																		
4	子どもと家庭相談体制整備事業（市町村相談体制支援事業）		●																																		
5	民生委員・児童委員	5	□									□																									
6	民生委員活動推進事業	5	●																																		
7	子どもと家庭相談体制整備事業（主任児童委員研修）		●																																		
8	母子保健専門人材育成事業			●																										●							
9	母子保健評価検討事業			●																										●							
10	生活困窮者自立相談支援事業（機関の設置、早期発見）	1			○																																
11	スクールソーシャルワーカー活用事業	7				●○																															
12	要保護児童対策地域協議会	8					○																														
13	生活困窮者自立相談支援事業（支援の調整）	1						○																													

事業実施主体
□…国
●…県
○…市町村
◇…その他

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

目的（施策体系）／施策		大項目	1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備							2 子どもの安心と成長の環境づくり													3 保護者等に対する支援													
		中項目	（1）保護・支援が必要な子どもや保護者の発見				（2）問題の共有と役割分担の決定		（3）発見から連携へつなぐ体制の強化	（1）安心の確保					（2）学びの支援				（3）進学・就労等の支援					（1）経済的困窮に対する支援				（2）生活の支援					（3）就労の支援					
		小項目	ア 行政の各分野における発見			イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困窮者自立相談支援機関		ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備	イ 保育等の確保	ウ 地域の力を生かした居場所づくり	エ 食育活動の推進	オ 子どもの心理的ケア	ア 就学に伴う経済的負担の軽減	イ 学校教育による学力保障	ウ 地域等における学習支援	エ 学校における就学継続のための支援	ア 奨学金等の情報提供	イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援	ウ ひとり親家庭の子どもや児童施設等の退所児童に対する就労支援	エ 若者向けの就労支援	オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	ア 福祉部門における就労支援					イ 保育等の確保
		ページ	(ア) 福祉部門における発見	(イ) 保健部門における発見	(ウ) 早期発見のための幅広い情報収集と連携																											(ア) 生活困窮者自立相談支援機関	(イ) 生活保護	(ウ) ひとり親家庭	(エ) 生活保護受給者等就労寿自立促進事業	(オ) 雇用関係助成制度の活用	
14	島根県子どものセーフティネット推進会議								●										●																			
15	子どもと家庭相談体制整備事業（児童相談所一時保護事業）									●																												
16	施設入所児童支援事業（措置費）									●											●																	
17	里親委託児童支援事業									●																												
18	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）									○																												
19	子どもと家庭相談体制整備事業（児童相談所職員研修）									●				●																								
20	保育所等緊急整備事業										○																											○
21	一時預かり事業										○																											○
22	病児保育事業										○																											○
23	放課後児童クラブ施設整備										○																											○
24	新卒保育士確保支援事業										●																											○
25	保育士・保育所支援センター事業										●																											○
26	生活困窮世帯の子どもの学習支援事業	1										○					○																					

事業実施主体
□…国
●…県
○…市町村
◇…その他

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

目的（施策体系）／施策		ページ	1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備							2 子どもの安心と成長の環境づくり													3 保護者等に対する支援													
			（1）保護・支援が必要な子どもや保護者の発見				（2）問題の共有と役割分担の決定		（3）発見から連携へつなぐ体制の強化	（1）安心の確保					（2）学びの支援				（3）進学・就労等の支援					（1）経済的困窮に対する支援				（2）生活の支援					（3）就労の支援					
			ア 行政の各分野における発見			イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困窮者自立相談支援機関		ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備	イ 保育等の確保	ウ 地域の力を生かした居場所づくり	エ 食育活動の推進	オ 子どもの心理的ケア	ア 就学に伴う経済的負担の軽減	イ 学校教育による学力保障	ウ 地域等における学習支援	エ 学校における就学継続のための支援	ア 奨学金等の情報提供	イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援	ウ ひとり親家庭の子どもや児童施設等の退所児童に対する就労支援	エ 若者向けの就労支援	オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	ア 福祉部門における就労支援 (ア) 生活困窮者自立相談支援機関	(イ) 生活保護	(ウ) ひとり親家庭	(エ) 生活保護受給者等就労寿自立促進事業	(オ) 雇用関係助成制度の活用	イ 保育等の確保
			(ア) 福祉部門における発見	(イ) 保健部門における発見	(ウ) 早期発見のための幅広い情報収集と連携																															
27	しまねすくすく子育て支援事業											○																								
28	結集！しまねの子育て協働プロジェクト（放課後支援、地域未来塾）	10										○																								
29	食育推進基盤整備事業												●																							
30	スクールカウンセラー等活用事業	11												●				●																		
31	就学援助	12													○																					
32	高等学校等就学支援金	14													●																					
33	私立高等学校等授業料減免事業	15													●																					
34	高等学校等奨学のための給付金	16													●																					
35	島根県高等学校等奨学事業	17													◇																					
36	特別支援教育就学奨励費	19													●○																					
37	私立中学校修学支援実証事業	21													●																					
38	学校教育による学力保障															●○																				
39	結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援、放課後支援、外部人材を活用した教育支援）	22															○																			

事業実施主体
□…国
●…県
○…市町村
◇…その他

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

目的（施策体系）／施策		大項目	1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備							2 子どもの安心と成長の環境づくり													3 保護者等に対する支援													
		中項目	（1）保護・支援が必要な子どもや保護者の発見				（2）問題の共有と役割分担の決定		（3）発見から連携へつなぐ体制の強化	（1）安心の確保					（2）学びの支援				（3）進学・就労等の支援					（1）経済的困窮に対する支援				（2）生活の支援					（3）就労の支援					
		小項目	ア 行政の各分野における発見			イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困窮者自立相談支援機関		ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備	イ 保育等の確保	ウ 地域の力を生かした居場所づくり	エ 食育活動の推進	オ 子どもの心理的ケア	ア 就学に伴う経済的負担の軽減	イ 学校教育による学力保障	ウ 地域等における学習支援	エ 学校における就学継続のための支援	ア 奨学金等の情報提供	イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援	ウ ひとり親家庭の子どもや児童施設等の退所児童に対する就労支援	エ 若者向けの就労支援	オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	ア 福祉部門における就労支援					イ 保育等の確保
		ページ	(ア) 福祉部門における発見	(イ) 保健部門における発見	(ウ) 早期発見のための幅広い情報収集と連携																												(ア) 生活困窮者自立相談支援機関	(イ) 生活保護	(ウ) ひとり親家庭	(エ) 生活保護受給者等就労寿自立促進事業	(オ) 雇用関係助成制度の活用	
40	公立高等学校学び直し支援金	24																●																				
41	私立高等学校等学び直し等のための就学支援金	25																●																				
42	高等学校等における就学継続のための支援																	●																				
43	専門学校生への効果的な経済支援のあり方に関する実証研究事業（うち経済的支援支援事業）	26																□																				
44	島根県母子父子寡婦福祉資金貸付金	27																		●						●												
45	生活福祉資金																			◇																		
46	生活福祉資金貸付事業	28																		◇																		
47	介護福祉士等修学資金貸付事業	33																		◇																		
48	保育士修学資金貸付事業	34																		◇																		
49	母子家庭等就業・自立支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）																				●																	
50	施設入所児童支援事業（児童養護施設等入所児童自立支援事業）																				●																	
51	若年者雇用対策事業（ジョブカフェ事業）	35																				◇																
52	地域若者サポートステーション事業	36																				◇																

事業実施主体
□…国
●…県
○…市町村
◇…その他

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

目的（施策体系）／施策		大項目	1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備							2 子どもの安心と成長の環境づくり													3 保護者等に対する支援													
		中項目	(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見				(2) 問題の共有と役割分担の決定		(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化	(1) 安心の確保					(2) 学びの支援				(3) 進学・就労等の支援					(1) 経済的困窮に対する支援				(2) 生活の支援					(3) 就労の支援					
		小項目	ア 行政の各分野における発見			イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困窮者自立相談支援機関		ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備	イ 保育等の確保	ウ 地域の力を生かした居場所づくり	エ 食育活動の推進	オ 子どもの心理的ケア	ア 就学に伴う経済的負担の軽減	イ 学校教育による学力保障	ウ 地域等における学習支援	エ 学校における就学継続のための支援	ア 奨学金等の情報提供	イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援	ウ ひとり親家庭の子どもや児童施設等の退所児童に対する就労支援	エ 若者向けの就労支援	オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	ア 福祉部門における就労支援 (ア) 生活困窮者自立相談支援機関	(イ) 生活保護	(ウ) ひとり親家庭	(エ) 生活保護受給者等就労寿自立促進事業	(オ) 雇用関係助成制度の活用	イ 保育等の確保
		ページ	(ア) 福祉部門における発見	(イ) 保健部門における発見	(ウ) 早期発見のための幅広い情報収集と連携																															
53	若年未就業者就職促進事業	37																				◇														
54	連絡調整員配置事業	38																					●													
55	生活保護の実施	39																						○												
56	児童扶養手当																								○											
57	生活福祉資金（緊急小口資金含む）																									◇										
58	3歳児未満の保育料減免																										○									
59	福祉医療費助成事業	40																									○									
60	乳幼児等医療費助成事業																										○									
61	要保護・準要保護児童生徒の医療費助成	42																									●○									
62	家計相談支援事業（生活困窮者自立支援法）	1																										○								
63	母子家庭等就業・自立支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）	44																											●○							
64	ひとり親家庭等日常生活支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）																												●					●○		
65	母子家庭等就業・自立支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）																												●							

事業実施主体
□…国
●…県
○…市町村
◇…その他

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

目的（施策体系）／施策		大項目	1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備							2 子どもの安心と成長の環境づくり													3 保護者等に対する支援													
		中項目	（1）保護・支援が必要な子どもや保護者の発見				（2）問題の共有と役割分担の決定		（3）発見から連携へつなぐ体制の強化	（1）安心の確保					（2）学びの支援				（3）進学・就労等の支援					（1）経済的困窮に対する支援				（2）生活の支援					（3）就労の支援					
		小項目	ア 行政の各分野における発見			イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困窮者自立相談支援機関		ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備	イ 保育等の確保	ウ 地域の力を生かした居場所づくり	エ 食育活動の推進	オ 子どもの心理的ケア	ア 就学に伴う経済的負担の軽減	イ 学校教育による学力保障	ウ 地域等における学習支援	エ 学校における就学継続のための支援	ア 奨学金等の情報提供	イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援	ウ ひとり親家庭の子どもや児童施設等の退所児童に対する就労支援	エ 若者向けの就労支援	オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	ア 福祉部門における就労支援					イ 保育等の確保
		ページ	(ア) 福祉部門における発見	(イ) 保健部門における発見	(ウ) 早期発見のための幅広い情報収集と連携																											(ア) 生活困窮者自立相談支援機関	(イ) 生活保護	(ウ) ひとり親家庭	(エ) 生活保護受給者等就労寿自立促進事業	(オ) 雇用関係助成制度の活用	
66	利用者支援事業																													○								
67	地域子育て支援拠点事業																													○								
68	乳児家庭全戸訪問事業																													○								
69	養育支援訪問事業																													○								
70	結集！しまねの子育て協働プロジェクト（人材育成研修・家庭教育支援）	45																													○							
71	ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭学習支援事業）																○																					
72	母子生活支援施設																															○						
73	就労準備支援事業（生活困窮者自立支援法）	1																															○					
74	被保険者就労支援事業																																	○				
75	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業																																		○			
76	マザーズハローワーク事業																																		□		□	
77	生活保護受給者等就労自立促進事業																																			□●○		
78	母子・父子自立支援プログラム策定等事業（母子家庭等対策総合支援事業）																																		○			

事業実施主体
□…国
●…県
○…市町村
◇…その他

島根県子どものセーフティネット推進計画における施策インデックス

目的（施策体系）／施策		大項目	1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備							2 子どもの安心と成長の環境づくり													3 保護者等に対する支援													
		中項目	（1）保護・支援が必要な子どもや保護者の発見				（2）問題の共有と役割分担の決定		（3）発見から連携へつなぐ体制の強化	（1）安心の確保					（2）学びの支援				（3）進学・就労等の支援					（1）経済的困窮に対する支援				（2）生活の支援					（3）就労の支援					
		小項目	ア 行政の各分野における発見			イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	ア 要保護児童対策地域協議会	イ 生活困窮者自立相談支援機関		ア 社会的養護等の適切な利用と体制の整備	イ 保育等の確保	ウ 地域の力を生かした居場所づくり	エ 食育活動の推進	オ 子どもの心理的ケア	ア 就学に伴う経済的負担の軽減	イ 学校教育による学力保障	ウ 地域等における学習支援	エ 学校における就学継続のための支援	ア 奨学金等の情報提供	イ 進学費用、資格等の取得や就職に関する経済的支援	ウ ひとり親家庭の子どもや児童施設等の退所児童に対する就労支援	エ 若者向けの就労支援	オ 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援	ア 生活保護	イ 児童扶養手当	ウ 福祉的貸付	エ 保育料の軽減や医療費の助成	ア 生活困窮者自立支援法による生活支援、家計相談支援	イ ひとり親家庭への生活支援	ウ 子育てに関する悩みの相談	エ 保護者や大人の学習機会の充実	オ 母子生活支援施設	ア 福祉部門における就労支援					イ 保育等の確保
		ページ	(ア) 福祉部門における発見	(イ) 保健部門における発見	(ウ) 早期発見のための幅広い情報収集と連携																											(ア) 生活困窮者自立相談支援機関	(イ) 生活保護	(ウ) ひとり親家庭	(エ) 生活保護受給者等就労寿自立促進事業	(オ) 雇用関係助成制度の活用	
79	特定求職者雇用開発助成金（雇用安定事業）																																			□	
80	高等教育の負担軽減事業	47													◇					◇																	

事業実施主体
□…国
●…県
○…市町村
◇…その他

No.	事業名
1	生活困窮者自立相談支援事業 （施策No.1．10．13．26．62．73）

■事業概要

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、就労の支援その他自立に関する問題について、包括的・一元的に対応する窓口を設置し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

【事業内容】

１　自立相談支援事業（全市町村必須事業）

相談に包括的に対応し、自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークを作る。

２　住居確保給付金（全市町村必須事業）

離職者等であって、所得等が一定の水準以下の者に対し、有期で家賃相当額を給付する。

１　就労準備支援事業　　松江、浜田、出雲、大田、安来、雲南、奥出雲、吉賀

一般就労への移行困難者に対し、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図れるよう、生活訓練や社会訓練を実施する。

４　一時生活支援事業（任意事業）松江

住居のない者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（3 か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する。

２　家計改善支援事業（任意事業）松江、浜田、出雲、益田、大田、安来、江津、雲南、奥出雲、美郷、吉賀

失業や債務問題など家計に課題を抱える者に対し、公的制度の利用支援、家計表の作成等家計に関するきめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付けの斡旋等を行う。

６　子どもの学習支援事業（任意事業）松江、安来、奥出雲

生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）の子どもに対して学習援助を行う。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

仕事や生活に困っている方（本人、家族、まわりの関係者等）

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市くらし相談支援センター　（松江市社会福祉協議会）	0852-60-7575
浜　田　市	あんしん生活相談窓口（浜田市社会福祉協議会）	0855-25-1755
出　雲　市	生活支援・相談センター（出雲市社会福祉協議会）	0853-23-3790
益　田　市	益田市あんしん生活支援センター（益田市社会福祉協議会）	0856-22-7256 0120-062-301
大　田　市	生活サポートセンターおおだ（大田市社会福祉協議会）	0854-82-0820
安　来　市	生活支援・相談センター（安来市社会福祉協議会）	0854-27-7888
江　津　市	生活支援相談センター（江津市社会福祉協議会）	0855-52-2474（代）
雲　南　市	生活支援・相談センター（雲南市社会福祉協議会）	0854-45-3933
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯　南　町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川　本　町	川本町社会福祉協議会	0855-72-0104
美　郷　町	くらしの相談所みさと（美郷町社会福祉協議会）	0855-75-1300
邑　南　町	邑南町社会福祉協議会	0855-84-0332
津 和 野 町	津和野町社会福祉協議会	0856-74-1617
吉　賀　町	くらしもっと（吉賀町社会福祉協議会）	0856-77-0136
海　士　町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西 ノ 島 町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知　夫　村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島あんしんセンター（隠岐の島町社会福祉協議会）	08512-3-1303

■島根県担当課

健康福祉部 地域福祉課　生活保護・生活困窮者支援スタッフ　TEL 0852-22-6878

No.	事業名
２	困難を有する子ども・若者支援事業

■事業概要

様々な困難を抱える子ども・若者の総合相談や支援、関係機関・団体との連携を強化するため、子ども・若者総合相談窓口(※)を設置している市町における子ども・若者に対する支援体制の整備及び支援活動の推進を図ることを目的とする事業。

子ども・若者総合相談窓口のない市町村の子ども若者が近隣の窓口に相談ができるようネットワーク化を推進中。

(※)「子ども・若者総合相談窓口」とは、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 13 条に規定する子ども・若者総合相談センターであって、不登校、ひきこもり、ニート、非行問題等、幅広い分野にまたがる子ども・若者の相談の一次的な受け皿となり、自ら対応できない相談については地域内の適切な機関につなぐ機能を有する窓口をいう。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

社会生活を円滑に営む上での困難を有する小学生から 30 歳代の子ども・若者、その家族、まわりの関係者等

■問い合わせ先

【県内の子ども・若者総合相談センター】 （H 30. 3 月末現在）

市町村名	担当部署名	相談センター名称	TEL
松　江　市	教育委員会生涯学習課	青少年支援センター	0800-200-2700
浜　田　市	教育委員会	青少年サポートセンター	0120-783-419
出　雲　市	市民活動支援課	子ども・若者支援センター	0120-84-7867
益　田　市	教育委員会社会教育課	子ども・若者支援センター	0800-600-4357
大　田　市	子育て支援課	子ども・若者総合相談窓口	0854-83-8147
		ほっとスペースゆきみーる （委託）	0854-83-7373
安　来　市	福祉課総務係	子ども・若者相談窓口	0854-23-3248
雲　南　市	教育委員会キャリア教育推進室	教育支援センター「おんせんキャンパス」	0854-48-0007
	こども政策局子ども家庭支援課	子ども家庭支援センター「すワン」	0854-40-1067
飯　南　町	福祉事務所	子ども・若者相談窓口	0854-72-1770

■島根県担当課

健康福祉部　青少年家庭課　青少年育成スタッフ　　TEL 0852-22-6524

No.	事業名
３	子どもと家庭電話相談室

■事業概要

子どもやその家族が抱えている、学校での困りごとや家庭での子育て、子どもの発達等子どもに関する諸問題について、フリーダイヤルの専用電話を設置し、専門相談員が相談に応じる。

○専用電話番号　　０１２０－２５８－６４１

○受 付 時 間　　９：００～２１：３０　（祝日・年末年始を除く）

■実施主体

島根県

■事業対象者

県内全ての子どもとその家族等

■問い合わせ先

下記「島根県担当課」に同じ

■島根県担当課

健康福祉部 青少年家庭課　児童・家庭相談支援スタッフ　TEL 0852-22-6393

No.	事業名
5･6	民生委員･児童委員

■制度と活動の概要

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、児童委員法に定める児童委員を兼ねている。

民生委員･児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、必要な世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。

また、民生委員･児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されている。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員･児童委員で、それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員･児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。

なお、民生委員･児童委員には、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上知りえた個人の身上に関する秘密は守られる。

■子どもに関する主な活動内容

○子どもたちの「身近な理解者（おとな）」であり、「地域の子育て応援団」

・学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等により、「地域の顔見知りのおじさん、おばさん」として、声をかけやすく、またかけられやすい関係づくりを目指している。

・放課後や長期休暇の「居場所づくり」事業の実施や協力等を通じて、子どもたちと継続的に関わることで、信頼関係を築き、子どもたちが悩みや課題を抱えた時には相談相手となる。

・子育て中の保護者に対し「子育てサロン」「子ども広場」等の情報提供を行うことで、子育て中の親同士をつなぎ、子育て家庭の孤立防止を進めている。また、委員自身も参加することにより、子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となることを目指している。

○子育ち、子育てを応援する地域づくり

・地域住民や地域の多様な団体と連携･協力し、子育て支援や見守り、健全育成活動などに積極的に取り組む。

○課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える活動

・「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりを進める。

・学校教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの定期的な情報交換等の開催を通じて、気になる子どもの情報共有をすすめ、適切な役割分担のもとで支援へつなぐ。

・課題を抱える親子を把握した際には、適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添う活動を行う。

■実施主体

国（厚生労働大臣）

■問い合わせ先

居住地域の民生委員・児童委員の名前・連絡先について知りたい場合は、下記の市町村民生児童委員協議会事務局まで問い合わせ。

民生児童委員協議会名	所在地	電話番号
松江市民生児童委員協議会連合会	松江市末次町86 松江市役所 福祉部福祉総務課内	0852-55-5334
浜田市民生児童委員協議会	浜田市野原町859-1 浜田市社会福祉協議会内	0855-22-0094
出雲市民生委員児童委員協議会	出雲市今市町543 出雲市社会福祉協議会内	0853-23-3781
益田市民生委員児童委員協議会	益田市常盤町1-1 益田市役所 福祉環境部 生活福祉課内	0856-31-0664
大田市民生児童委員協議会	大田市大田町大田イ128 大田市社会福祉協議会内	0854-82-0091
安来市民生児童委員協議会	安来市飯島町1240-13　安来市社会福祉協議会内	0854-23-1855
江津市民生児童委員協議会	江津市江津町1518-1 江津市社会福祉協議会内	0855-52-2474
雲南市民生児童委員協議会	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 雲南市社会福祉協議会内	0854-45-9888
奥出雲町民生児童委員協議会	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町福祉事務所内	0854-54-2541
飯南町民生児童委員協議会	飯石郡飯南町頓原2064 飯南町保健福祉センター内	0854-72-1770
川本町民生児童委員協議会	邑智郡川本町大字川本332-16 川本町社会福祉協議会内	0855-72-0104
美郷町民生児童委員協議会	邑智郡美郷町粕淵195-1 美郷町社会福祉協議会内	0855-75-1345
邑南町民生児童委員協議会	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場 福祉課内	0855-95-1115
津和野町民生児童委員協議会	鹿足郡津和野町後田ロ64-6 津和野町福祉事務所内	0856-72-0673
吉賀町民生児童委員協議会	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場 保健福祉課内	0856-77-1165
海士町民生児童委員協議会	隠岐郡海士町大字海士3969-1海士町社会福祉協議会内	08514-2-0010
西ノ島町民生児童委員協議会	隠岐郡西ノ島町美田2485 西ノ島町社会福祉協議会内	08514-6-1470
知夫村民生児童委員協議会	隠岐郡知夫村664　知夫村社会福祉協議会内	08514-8-2270
隠岐の島町民生児童委員協議会	隠岐郡隠岐の島町城代町1 隠岐の島町役場 福祉課内	08512-2-8561

■島根県担当課

健康福祉部 地域福祉課　地域福祉グループ　TEL 0852-22-5089

No.	事業名
１１	スクールソーシャルワーカー活用事業

■事業概要

いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題への対応や児童生徒の置かれた環境改善のため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、教育相談・支援体制を整備する。

※参考 URL http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikusido/　島根県教育庁教育指導課
『スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン』（平成２９年６月）

【スクールソーシャルワーカーの職務】

（１）課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
（２）関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
（３）学校内におけるチーム体制の構築、支援
（４）保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
（５）教職員等への研修活動

■実施主体

島根県　各市町村

■事業対象者

公立学校に在籍している児童生徒及びその保護者

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市教育委員会学校教育課生徒指導推進室	0852-55-5653
浜　田　市	浜田市教育委員会学校教育課児童生徒支援室	0855-25-9711
出　雲　市	出雲市教育委員会学校教育課生徒指導係	0853-21-6204
益　田　市	益田市教育委員会学校教育課学力育成推進室	0856-31-0451
大　田　市	大田市教育委員会総務課学校教育室	0854-83-8160
安　来　市	安来市教育委員会学校教育課	0854-23-3250
江　津　市	江津市教育委員会学校教育課	0855-52-7495
雲　南　市	雲南市教育委員会学校学校教育課	0854-40-1072
奥 出 雲 町	奥出雲町教育委員会教育魅力課	0854-52-2672
飯　南　町	飯南町教育委員会学校教育担当	0854-76-3944
川　本　町	川本町教育委員会教育課学校教育係	0855-72-0594
美　郷　町	美郷町教育委員会教育課学校教育係	0855-75-1217
邑　南　町	邑南町教育委員会学校教育課	0855-83-1126
津 和 野 町	津和野町教育委員会学校教育係	0856-72-1854
吉　賀　町	吉賀町教育委員会学校教育	0856-77-1285
海　士　町	海士町教育委員会教育総務課	08514-2-1222
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会教育課	08514-6-0171
知　夫　村	知夫村教育委員会総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会総務学校教育課	08512-2-2095

■島根県担当課

教育庁 教育指導課　子ども安全支援室　TEL 0852-22-6064 / 6065

No.	事業名
１２	要保護児童対策地域協議会

■事業概要

・虐待を受けている児童等、支援を必要とする児童（要保護児童等）の早期発見、支援を行うための「子どもを守る地域ネットワーク」。
・各市町村が設置し、事務局（調整機関）を持つ。
・要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）は、児童福祉・保健医療・教育・警察司法等の各機関で構成され、構成機関は各市町村が定める。
・要対協に参画する機関には守秘義務が課せられている。
・要対協の運営は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の３層構造となっている。
・個別ケース検討会議では、関係各機関が情報を持ち寄り、子どもと家庭等の現状と必要な対応・支援策と役割分担について協議・共有し、各機関が連携して支援に当たる。
・調整機関が各支援状況と効果等を集約し、実務者会議で進行管理を行う。
・代表者会議は構成機関の代表者による会議であり、実務者会議が円滑に運営されるための環境調整を目的として開催される。

■事業対象者

要保護児童及びその保護者、要支援児童及びその保護者、特定妊婦

■問い合わせ先

島根県内市町村要保護児童対策地域協議会担当課　一覧

市町村名	担当課	TEL
松　江　市	松江市家庭相談課　家庭相談グループ	0852-55-5484
浜　田　市	浜田市子育て支援課　子育て支援係	0855-25-9331
出　雲　市	出雲市子ども政策課　子ども家庭相談室	0853-21-6604
益　田　市	益田市子ども家庭支援課　子育てあんしん相談係	0856-31-1977
大　田　市	大田市　子ども家庭相談室	0854-82-1600(代)
安　来　市	安来市子ども未来課　子育て支援係	0854-23-3222
江　津　市	江津市子育て支援課　子育て支援係	0855-52-7487
雲　南　市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所　福祉 G	0854-54-2541
飯　南　町	飯南町　福祉事務所	0854-72-~~1770~~1773
川　本　町	川本町健康福祉課　福祉係	0855-72-0633
美　郷　町	美郷町健康福祉課　子育て支援係	0855-75-1931
邑　南　町	邑南町福祉課　子どもまるごと相談室	0855-95-1168
津 和 野 町	津和野町健康福祉課　福祉係	0856-72-0673
吉　賀　町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165
海　士　町	海士町健康福祉課　福祉係	08514-2-1823
西 ノ 島 町	西ノ島町健康福祉課　福祉係	08514-6-0104
知　夫　村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町福祉課　児童福祉係	08512-2-8577

■島根県担当課
健康福祉部 青少年家庭課　児童・家庭相談支援スタッフ　TEL 0852-22-6393

No.	事業名
28	結集！しまねの子育て協働プロジェクト （放課後支援、地域未来塾）

■事業概要

【放課後支援】

・放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、地域と学校が連携・協働しながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動等の体験・交流活動等の定期的・継続的な取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。（放課後子ども教室等）

・放課後児童健全育成事業と連携した総合的な放課後支援対策を推進する。
（新・放課後子ども総合プラン）

【地域未来塾】

・小・中・高校生等を対象に、大学生、元教員、民間教育事業者、、NPO 等の地域住民の協力や ICT 機器の活用等による地域と学校の連携・協働した学習支援を推進する。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

【放課後支援】 主に小学生　　【地域未来塾】 主に小・中・高校生

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市教育委員会　生涯学習課　放課後子どもプラン係	0852-55-5311
浜　田　市	浜田市教育委員会　生涯学習課　生涯学習係	0855-25-9720
出　雲　市	出雲市教育委員会　教育政策課　社会教育係	0853-21-6909
益　田　市	益田市教育委員会　社会教育課	0856-31-0622
大　田　市	大田市教育委員会　社会教育課　社会教育係	0854-83-8125
安　来　市	安来市市民生活部　地域振興課　社会教育係	0854-23-3070
江　津　市	江津市教育委員会　社会教育課　社会教育係	0855-52-7496
雲　南　市	雲南市教育委員会　社会教育課　キャリア教育推進室	0854-40-1073
奥 出 雲 町	奥出雲町教育委員会　教育魅力課　地域学習推進グループ	0854-52-2672
飯　南　町	飯南町教育委員会　社会教育担当	0854-76-3944
川　本　町	川本町教育委員会　教育課　社会教育係	0855-72-0594
美　郷　町	美郷町教育委員会　教育課　社会教育係	0855-75-1217
邑　南　町	邑南町教育委員会　生涯学習課	0855-83-1127
津 和 野 町	津和野町教育委員会　社会教育係	0856-72-1854
吉　賀　町	吉賀町教育委員会　社会教育係	0856-77-1285
海　士　町	海士町教育委員会　地域共育課	08514-2-1221
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会　教育課　社会教育係	08514-6-0171
知　夫　村	知夫村教育委員会　社会教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会　社会教育課　社会教育係	08512-2-2126

■島根県担当課

教育庁 社会教育課　社会教育グループ　TEL 0852-22-5428

No.	事業名
30	スクールカウンセラー等活用事業

■事業概要

県内の公立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣することによって、児童生徒や保護者への相談支援や教職員への助言など、学校の教育相談体制の充実を図る。

※参考 URL　http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikusido/　　島根県教育庁教育指導課
『スクールカウンセラー活用事業に係るガイドライン』（平成２９年６月）

【スクールカウンセラーの職務】

（１）児童生徒へのカウンセリング
（２）児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
（３）カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
（４）教員のカウンセリング能力向上のための校内研修
（５）児童生徒の困難・ストレスの対処方法等に資する教育プログラムの実施
（６）その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

■実施主体

島根県

■事業対象者

公立学校に在籍している児童生徒及びその保護者

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市教育委員会 学校教育課 生徒指導推進室	0852-55-5653
浜　田　市	浜田市教育委員会 学校教育課 児童生徒支援室	0855-25-9711
出　雲　市	出雲市教育委員会 児童生徒支援課 生徒指導係	0853-21-6204
益　田　市	益田市教育委員会 学校教育課 学力育成推進室	0856-31-0451
大　田　市	大田市教育委員会 学校教育室	0854-83-8160
安　来　市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3250
江　津　市	江津市教育委員会 学校教育課	0855-52-7495
雲　南　市	雲南市教育委員会 学校教育課	0854-40-1072
奥 出 雲 町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課	0854-52-2672
飯　南　町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川　本　町	川本町教育委員会 教育課学校教育係	0855-72-0594
美　郷　町	美郷町教育委員会 教育課学校教育係	0855-75-1217
邑　南　町	邑南町教育委員会 学校教育課	0855-83-1126
津 和 野 町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉　賀　町	吉賀町教育委員会 学校教育	0856-77-1285
海　士　町	海士町教育委員会 教育総務課	08514-2-1222
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会 教育課	08514-6-0171
知　夫　村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課	08512-2-2095

■島根県担当課

教育庁 教育指導課　子ども安全支援室　TEL 0852-22-6064 / 6065

No.	事業名
31	就学援助

■事業概要

経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費等を援助する。

【支給要件等】

（１）支給対象者

①要保護者（生活保護法第６条第２項に規定する要保護者）

【生活保護法第６条第２項に規定する要保護者】
現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者

②準要保護者（上記「要保護者」に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める者）

（２）支給対象費

学用品費／通学用品費／校外活動費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／修学旅行費／通学費／クラブ活動費／生徒会費／ＰＴＡ会費／卒業アルバム代等／医療費／学校給食費（費目により定額支給、実費額支給があるので注意）

※医療費については、No. 61 に再掲

（３）支給上限額（Ｒ２）

①要保護者　　国の基準による

②準要保護者　　市町村により異なる

※支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

上記「支給対象者」のとおり

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5416
浜　田　市	浜田市教育委員会 学校教育課 指導相談係	0855-25-9711
出　雲　市	出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係	0853-21-6190
益　田　市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451
大　田　市	大田市教育委員会 総務課 総務管理係	0854-83-8121
安　来　市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3235
江　津　市	江津市教育委員会 学校教育課 管理係	0855-52-7495
雲　南　市	雲南市教育委員会 学校教育課 義務教育グループ	0854-40-1072

奥 出 雲 町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 学校教育グループ	0854-52-2672
飯　南　町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川　本　町	川本町教育委員会 教育課　学校教育係	0855-72-0704
美　郷　町	美郷町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-75-1217
邑　南　町	邑南町教育委員会 学校教育課 学事係	0855-83-1126
津 和 野 町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉　賀　町	吉賀町教育委員会 学校教育担当	0856-77-1285
海　士　町	海士町教育委員会 共育課学校教育係	08514-2-1222
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会 教育課 総務教育係	08514-6-0171
知　夫　村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	08512-2-2095

■島根県担当課

教育庁 学校企画課　情報・運営グループ　TEL 0852-22-6490

No.	事業名
32	高等学校等就学支援金

■事業概要

家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校に在籍する生徒等に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給する。

就学支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者が直接受け取ることはない。また、返済は不要。

【支給要件等】

（１）所得要件

令和２年４月分～６月分

保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が 507,000 円未満である者

令和２月７月分以降

保護者等の地方税の課税所得×６％－調整控除の額が 304,200 円未満である者

（２）受給資格（以下の全てに該当する者が対象です）

・以下（３）の支給期間を超えない者

・高等学校等を卒業又は修了していない者

（３）支給期間

高等学校等の在学期間が通算 36 月（定時制・通信制課程は 48 月）以内

（４）支給額

［公立高校］　授業料相当額

［私立高校］　全日制の場合：授業料月額のうち 9,900 円～ 33,000 円

（（１）の税額による）

■実施主体

島根県

■事業対象者

高等学校等に在学する生徒

■問い合わせ先

［公立高校］下記「島根県担当課」に同じ

［私立高校］各私立高等学校等（入学前の場合は下記「島根県担当課」に同じ）

■島根県担当課

［公立高校担当］　教育庁 学校企画課　管理・支援グループ　TEL 0852-22-5410

［私立高校担当］　総務部 総務課　私学・県立大学室　TEL 0852-22-5018

No.	事業名
33	私立高等学校等授業料減免事業

■事業概要

家庭の教育費負担を軽減するため、私立高等学校等に在籍する生徒等が所得要件に該当する場合、学校設置者が生徒や保護者に請求する授業料が減免される。

【要件等】

（１）対象者（以下の全てに該当する者が対象）

・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（生活保護を含む）である者

・令和２年４月分～６月分
保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が 257,500 円～ 507,000 円未満である者

・令和２月７月分以降
保護者等の地方税の課税所得× ６％－調整控除の額が 154,500 円～ 304,200 円未満である者

・以下（２）の支給期間を超えない者

・高等学校等を卒業又は修了していない者

（２）支給期間

高等学校等の在学期間が通算 36 月以内（就学支援金と同じ）

（３）支給額

授業料と「高等学校等就学支援金（No.32）」との差額分

■実施主体

島根県

■事業対象者

上記「対象者」のとおり

■問い合わせ先

各私立高等学校等（入学前の場合は、下記「島根県担当課」に同じ）

■島根県担当課

総務部 総務課　私学・県立大学室　TEL 0852-22-5018

No.	事業名
34	高等学校等奨学のための給付金

■事業概要

授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる非課税世帯の保護者に対して、返済不要の給付金を支給する。

【給付要件等】

（１）給付対象者

７月１日（基準日）現在、次の要件を全て満たすことが必要。

・高等学校及び高等専門学校等に在学する生徒の保護者等であること。
・保護者等が島根県内に住所を有すること。
・保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯、または生活保護法第 36 条の規定による生業扶助を受けている世帯であること。
・平成 26 年度以降に入学した生徒の保護者等であること。

（２）給付額

給付額（一人当たり）年額 32,300 円～ 138,000 円

■実施主体

島根県

■事業対象者

上記「給付対象者」のとおり

■問い合わせ先

下記「島根県担当課」のとおり

■島根県担当課

［国公立学校担当］　教育庁 学校企画課　管理・支援グループ　TEL 0852-22-5410
［私立学校等担当］　総務部 総務課　私学・県立大学室　TEL 0852-22-5017

No.	事業名
３５	島根県高等学校等奨学事業

■事業概要

学習意欲が旺盛でありながら、経済的な理由により修学することが困難な生徒に対して奨学資金を貸与する。

【要件等】

（１）対象者

高等学校・高等専門学校（専攻科を除く）・専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学し、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な次の①～③のいずれかに該当する島根県出身の生徒。

① 生徒の住所が島根県内に通算して 5 年以上ある場合
② 父母またはこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
③ 上記①または②に準ずるものとして島根県育英会において特に認めた場合

（２）採用の種類

予約採用　中学校等の第３学年に在学し、翌年度、高等学校等へ進学を希望する人が応募することができる。
私立の学校へ入学する人は入学支度金の貸与も希望できる。
在学採用　高等学校等へ在学する人が応募することができる。
緊急採用　予約・在学の応募を締め切った後に、急な進路変更や、家計支持者の失業等による家計急変のため、緊急に奨学資金の必要性が生じた場合に申し込みができる。

（３）貸与額

①国公立高等学校等	自宅通学	（月額）	１８，０００円
	自宅外通学	（月額）	２３，０００円
②私立高等学校等	自宅通学	（月額）	３３，０００円
	自宅外通学	（月額）	３８，０００円
	入学支度金		２３，１００円

（４）貸与期間

卒業までの最短修業年限の最終月まで

（５）返還方法

貸与期間が終了した翌月から起算して半年を経過した月から、貸し付けを受けた奨学資金の総額に応じて定められた期間内に返還する。

（６）返還助成制度　（令和元年度入学者までが対象）

平成２９年度から令和３年度の間に卒業又は卒業見込まれる人で、以下の①～④をすべてを満たす人が応募することができる。

①本奨学金の貸与を受けている。
②高等学校・専修学校（高等課程に限る）を卒業する。
③中山間地域・離島※１に所在する事業所等（個人事業主を含み、公務員を除く）

へ就業する。

④実務経験が必要な国家資格等※２を取得する意思がある、または取得済みである。

※１　対象となる中山間地域・離島（平成３０年３月３１日現在）

１）浜田市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・奥出雲町・飯南町・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・吉賀町・隠岐の島町・海士町・西ノ島町・知夫村の全域

２）松江市のうち、旧鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、八束町の全域、旧本庄村、旧秋鹿村、旧大野村、玉湯町城床、宍道町小林・和名佐

３）出雲市のうち、旧平田市・旧上津村・佐田町・多伎町・大社町の全域、旧園村・朝山村・稗原村・乙立村、湖陵町旧西浜村、斐川町畑、阿宮

※２　対象となる資格例（取得にあたり実務経験が必須となる国家資格等（約100種類以上）が対象となります。）

分野	国家資格名	分野	国家資格名
土木 建設 設備施工	土木施工管理技士、建築施工管理技士、建設機械施工技士、基礎施工技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、解体工事施工管理技士、建築士、建築設備士、消防設備士（甲種・乙種）ほか	飲食	食品衛生管理者、栄養士、管理栄養士、調理師、製菓衛生師
		運輸	運行管理者、自動車整備士、水先人、船内荷役作業主任者、有害液体汚染防止管理者、救命艇手、船舶料理士
製造 施設管理	建築設備検査資格者、特殊建築物等調査資格者、エネルギー管理士（熱管理、電気管理）、危険物取扱者（甲種）ほか	医療 福祉	薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、登録販売者（管理者・管理代行者）
衛生 保安	廃棄物処理施設技術管理者、建築物環境衛生管理技術者、警備業務検定、警備員指導教育責任者　ほか	サービス業 その他	技能士（1級）、管理理容師、管理美容師、司書、学芸員、職業訓練指導員

※要件や手続き、時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

公益財団法人　島根県育英会

■事業対象者

上記「対象者」のとおり

■問い合わせ先

公益財団法人　島根県育英会
島根県松江市殿町 8 番地 3 島根県市町村振興センター 3 階
TEL. 0852-28-1981 / FAX. 0852-26-2089

■島根県担当課

教育庁学校企画課　管理･支援グループ　　TEL 0852-22-5410
［返還助成制度］　総務部総務課　私学・県立大学室　TEL　0852-22-5017

No.	事業名
36	特別支援教育就学奨励費

■事業概要

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障がいのある幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、特別支援教育の振興を図る。

【支給要件等】

〔小・中学校〕

（１）支給対象者

①特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者

②学校教育法施行令第２２条の３に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者

（２）支給対象費

学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費／通学用品費／拡大教材費／通学費／職場実習費／交流及び共同学習費／修学旅行費／校外活動費／学校給食費

（３）支給上限額

実費又は実費（品目により上限額あり）の１／２

〔特別支援学校〕

（１）支給対象者

特別支援学校へ就学する児童等の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法第 16 条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者）

（２）支給対象経費

学校給食費／通学費／帰省費／職場実習交通費／交流及び共同学習費／寄宿舎居住に伴う経費／修学旅行費／校外活動等参加費／職場実習宿泊費／学用品・通学用品購入費／新入学児童生徒学用品・通学用品購入費／教科用図書購入費（高等部のみ）

※支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

島根県（特別支援学校）・各市町村（小・中学校）

■事業対象者

上記「支給対象者」のとおり

■問い合わせ先

〔小・中学校〕

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市教育委員会 学校教育課 学事係	0852-55-5651

浜　田　市	浜田市教育委員会 学校教育課 指導相談係	0855-25-9511
出　雲　市	出雲市教育委員会 教育政策課 学校管理係	0853-21-6190
益　田　市	益田市教育委員会 学校教育課	0856-31-0451
大　田　市	大田市教育委員会 総務課 総務管理係	0854-83-8122
安　来　市	安来市教育委員会 学校教育課	0854-23-3235
江　津　市	江津市教育委員会 学校教育課 管理係	0855-52-7495
雲　南　市	雲南市子ども政策局 子ども家庭支援課 子ども家庭支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0854-40-1067
奥 出 雲 町	奥出雲町教育委員会 教育魅力課 学校教育グループ	0854-52-2672
飯　南　町	飯南町教育委員会 学校教育担当	0854-76-3944
川　本　町	川本町教育委員会 教育課　学校教育係	0855-72-0704
美　郷　町	美郷町教育委員会 教育課 学校教育係	0855-75-1217
邑　南　町	邑南町教育委員会 学校教育課 学事係	0855-83-1126
津 和 野 町	津和野町教育委員会 学校教育係	0856-72-1854
吉　賀　町	吉賀町教育委員会 学校教育担当	0856-77-1285
海　士　町	海士町教育委員会 教育総務課	08514-2-1222
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会 教育課 総務教育係	08514-6-0171
知　夫　村	知夫村教育委員会 総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	08512-2-2095

〔特別支援学校〕　下記「島根県担当課」のとおり

■島根県担当課

〔小・中学校〕　教育庁 学校企画課　情報・運営グループ　TEL 0852-22-6490
〔特別支援学校〕　教育庁 特別支援教育課　企画グループ　TEL 0852-22-5420

No.	事業名
37	私立中学校修学支援実証事業

■事業概要

家庭の教育費負担を軽減するため、私立中学校に在籍する生徒等が所得要件に該当し、必要な調査に協力した場合、保護者が負担する授業料が減免される。

なお、平成 29 年度から令和３年度までの期間限定の事業。

【要件等】

（１）対象者（以下の全てに該当する者が対象）

・７月１日時点の在学者
・この事業に伴う調査に協力した者
・保護者等の所得金額の合計から人的控除等の所得控除額合計を減じた額が 140 万円未満である世帯に属する生徒。（ただし、寡婦控除の適用がある場合は 143 万円未満、寡夫控除の適用がある場合は 147 万円未満。）
・贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていない生徒。
・保護者等の資産保有額の合計が 600 万円以下である世帯の生徒
・保護者等が申請書に付随する宣誓書を提出する世帯の生徒

（２）減免額

年間授業料のうち原則 10 万円以内（国交付決定額の範囲内）

■実施主体

島根県

■事業対象者

上記「対象者」のとおり

■問い合わせ先

私立中学校（入学前の場合は下記担当課に同じ）

■島根県担当課

総務部 総務課　私学・県立大学室　TEL 0852-22-5017

No.	事業名
39	結集！しまねの子育て協働プロジェクト （学校支援、放課後支援、外部人材を活用した教育支援）

■事業概要

【学校支援】

・授業等における学習補助や部活動の支援、花壇整備、清掃活動、登下校の見守り等の学校に対する多様な協力活動の他、学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成郷土学習等の活動を通じて地域のつながり・絆を深め、地域づくりにつながる取組を推進する。

【放課後支援（再掲）】

・放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、地域と学校が連携・協働しながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動等の体験・交流活動等の定期的・継続的な取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。（放課後子ども教室等）

・放課後児童健全育成事業と連携した総合的な放課後支援対策を推進する。
（新・放課後子ども総合プラン）

【外部人材を活用した教育支援】

・地域の多様な人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日等にキャリア教育、英語学習、文化活動、学力向上に資する体験活動等体系的・継続的なプログラムを企画・実施する取組を推進する。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

【学校支援】　主に小中学生　　【放課後支援】　主に小学生

【外部人材を活用した教育支援】　主に小中学生

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市教育委員会　学校教育課　小中一貫教育推進係	0852-55-5324
浜　田　市	浜田市教育委員会　生涯学習課　生涯学習係	0855-25-9720
出　雲　市	出雲市教育委員会　教育政策課　社会教育係	0853-21-6909
益　田　市	益田市教育委員会　社会教育課	0856-31-0622
大　田　市	大田市教育委員会　社会教育課　社会教育係	0854-83-8125
安　来　市	安来市市民生活部　地域振興課　社会教育係	0854-23-3070
江　津　市	江津市教育委員会　社会教育課　社会教育係	0855-52-7496
雲　南　市	雲南市教育委員会　社会教育課　キャリア教育推進室	0854-40-1073

奥 出 雲 町	奥出雲町教育委員会　教育魅力課　地域学習推進グループ	0854-52-2672
飯　南　町	飯南町教育委員会　社会教育担当	0854-76-3944
川　本　町	川本町教育委員会　教育課　社会教育係	0855-72-0594
美　郷　町	美郷町教育委員会　教育課　社会教育係	0855-75-1217
邑　南　町	邑南町教育委員会　生涯学習課	0855-83-1127
津 和 野 町	津和野町教育委員会　社会教育係	0856-72-1854
吉　賀　町	吉賀町教育委員会　社会教育係	0856-77-1285
海　士　町	海士町教育委員会　地域共育課	08514-2-1221
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会　教育課　社会教育係	08514-6-0171
知　夫　村	知夫村教育委員会　社会教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会　社会教育課　社会教育係	08512-2-2126

■島根県担当課

教育庁 社会教育課　社会教育グループ　TEL 0852-22-5428

No.	事業名
40	公立高等学校学び直し支援金

■事業概要

国公私立の高等学校、高等専門学校（第１学年～第３学年）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）を中途退学した者が、公立高等学校へ再入学又は編入学して学び直すときに、高等学校等就学支援金の支給期間の満了後も、家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校に在籍する生徒等に対して、授業料に充てるための学び直し支援金を支給する。

学び直し支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者が直接受け取ることはない。また、返済は不要。

【支給要件等】

（１）所得要件

保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が 507,000 円未満である者

（２）受給資格（以下の全てに該当する者が対象です）

・就学支援金の支給年限等を超過した者
・高等学校等を卒業又は修了していない者
・高等学校等を退学したことのある者

（３）支給期間

最大 24 月間

（４）支給額

授業料相当額

ただし、支給限度額は、　全日制課程　月額 9,900 円
定時制課程　月額 2,700 円
通信制課程　月額　520 円

■実施主体

島根県

■事業対象者

公立高等学校に在学する生徒

■問い合わせ先

下記「島根県担当課」に同じ

■島根県担当課

教育庁 学校企画課　管理・支援グループ　TEL 0852-22-5410

No.	事業名
41	私立高等学校等学び直し等のための就学支援金

■事業概要

高等学校等の留年者や中途退学後に再入学した者で、高等学校等就学支援金の支給期間が満了したものに対して、家庭の教育費負担を軽減するため、学び直し等のための就学支援金を支給する。

この支援金は学校設置者が授業料に充てるため、生徒や保護者が直接受け取ることはない。また、返済は不要。

【支給要件等】

（１）所得要件

令和 2 年 4 月分～ 6 月分

保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が 507,000 円未満である者

令和 2 月 7 月分以降

保護者等の地方税の課税所得× 6 %－調整控除の額が 304,200 円未満である者

（２）受給資格（以下の全てに該当する者が対象です）

・就学支援金の支給年限等を超過した者

・高等学校等を卒業又は修了していない者

（３）支給額

全日制の場合：授業料月額のうち 9,900 円～ 24,750 円（（１）の税額による）

■実施主体

島根県

■事業対象者

私立高等学校等に在学する生徒

■問い合わせ先

各私立高等学校等（入学前の場合は下記「島根県担当課」に同じ）

■島根県担当課

総務部 総務課　私学・県立大学室　TEL 0852-22-5018

No.	事業名
43	専門学校生への効果的な経済的支援のあり方に関する実証研究事業（うち経済的支援事業）

■事業概要

私立専門学校が、経済的理由により修学が困難な生徒に対して授業料の一部を免除した場合、学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の一部を支援する。

【交付要件等】

（１）交付対象者

私立専門学校を設置する学校法人等が、経済的に修学困難であることを理由に、次のいずれかに該当する生徒の授業料を減免した場合に、当該生徒に対し補助金を交付する。

・生活保護法による保護費を受給している世帯の生徒
・個人住民税所得割が非課税（税額控除前の所得割額が０円）の世帯の生徒
・所得税が非課税（税額控除前の税額が０円）の世帯の生徒
・保護者等の倒産、失職等により家計が急変した世帯の生徒

（２）交付額

私立専門学校が実施した授業料減免額の２分の１以内

■実施主体

島根県

■事業対象者

上記「交付対象者」のとおり

■問い合わせ先

下記「島根県担当課」のとおり

■島根県担当課

総務部 総務課　私学・県立大学室　TEL 0852-22-5017

No.	事業名
44	島根県母子父子寡婦福祉資金貸付金

■事業概要

ひとり親家庭の子どもの修学資金、技能習得に必要な経費や、就職等の支度に必要な費用を無利子または低利子での貸付け。

【子ども関連の主な資金】

・就学支度資金：高校、高専、大学、大学院、短大、専門学校等の入学金等に係る資金

・修学資金：上記学校の授業料、諸会費等に係る資金

・修業資金：高校卒業後、就労先で自動車運転免許が必要とされている際の自動車教習所等経費に係る資金

＊国公私立等により限度額の定めがある。

＊毎年夏頃に県から中学校、高校、特別支援学校、高等専門学校あてに、案内文書を送付しているところ。

■実施主体

島根県（松江市居住者除く）、松江市（松江市居住者）

※松江市での実施は H30 年 4 月から

■事業対象者

母子家庭及び父子家庭

■問い合わせ先

市町村名	担当課	TEL
松　江　市	松江市子育て支援課	0852-55-5316
浜　田　市	浜田市子育て支援課	0855-25-9331
出　雲　市	出雲市子ども政策課	0853-21-6218
益　田　市	益田市子ども福祉課	0856-31-1380
大　田　市	大田市子ども家庭相談室	0854-83-8148
安　来　市	安来市福祉課	0854-23-3248
江　津　市	江津市子育て支援課	0855-52-7487
雲　南　市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯　南　町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川　本　町	川本町健康福祉課	0855-72-0633
美　郷　町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931
邑　南　町	邑南町福祉課	0855-95-1115
津 和 野 町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673
吉　賀　町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1169
海　士　町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西 ノ 島 町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知　夫　村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町福祉課	08512-2-8577

■島根県担当課

健康福祉部 青少年家庭課　ひとり親支援グループ　TEL 0852-22-6688/6689

No.	事業名
46	生活福祉資金貸付事業

■事業概要

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯で、他の公的資金等の貸付を受けることができない世帯に対し、子どもの修学資金、保護者や子どもの技能習得に必要な経費や、就職等の支度に必要な費用を無利子または低利子で貸付ける。

1．貸付要件等

（１）貸付対象者

島根県内の居住者で、償還（返済）の見通しが立つ次のような世帯が対象

ア　低所得世帯

資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることによって独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

イ　障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの手帳の交付を受けている者の属する世帯で、その障がい者のために資金を借り入れる世帯（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と同程度と認められる者を含む）

ウ　高齢者世帯

日常生活上療養または介護を要する高齢者（６５歳以上）の属する世帯

※生活保護法にいう被保護者については、当該世帯の自立構成を促進するため必要があると認められる場合に限り、福祉資金、就学資金を借りることができる。

※それぞれの世帯に所得制限（収入基準額）を設定。また、他の公的資金の貸付を受けることが可能な世帯は、原則として貸付対象外。詳しくは居住地の市町村社会福祉協議会または民生委員に照会。

（２）資金の種類及び内容

資金の種類		貸付対象世帯			内　　容
		低所得	障がい者	高齢者	
総合支援資金	生活支援費	●			○生活再建までの間に必要な生活費用
	住居入居費	●			○敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	●			○生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

福祉資金	福祉費	●	●		○生業を営むために必要な経費 ○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		●	●	●	○住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
			●	●	○福祉用具等の購入に必要な経費
			●		○障がい者用の自動車の購入に必要な経費
		●	●	●	○中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費
		●			○負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
		●	●	●	○介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		●			○災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
		●	●	●	○冠婚葬祭に必要な経費 ○住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ○就職、技能習得等の支度に必要な経費 ○その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	●			○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	教育支援費	●			○学校教育法に規定する高校・高等専門学校・専修学校・短大・大学に就学するために必要な経費
	就学支度費	●			○上記学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	●		●	○低所得の高齢者世帯にに対し一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	●		●	○要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

（３）貸付限度額及び償還期限

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期限
総合支援資金	生活支援費	(2 人以上) 月 ２００，０００円以内 (単身) 月１５０，０００円以内	６ヶ月以内	１０年以内
	住宅入居費	４００，０００円以内	６ヶ月以内	１０年以内
	一時生活再建費	６００，０００円以内	６ヶ月以内	１０年以内
福祉資金	生業を営むための経費	４，６００，０００円以内	６ヶ月以内	２０年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間が ６ヶ月以内　１，３００，０００円以内 １年以内　２，２００，０００円以内 ２年以内　４，０００，０００円以内 ３年以内　５，８００，０００円以内	６ヶ月以内	８年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	２，５００，０００円以内	６ヶ月以内	７年以内
	福祉用具等の購入	１，７００，０００円以内	６ヶ月以内	８年以内
	障がい者用自動車購入	２，５００，０００円以内	６ヶ月以内	８年以内
	中国残留邦人等国民年金追納費	５，１３６，０００円以内	６ヶ月以内	１０年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が １年を超えないとき １，７００，０００円以内 １年を超え１年６月以内であって、世帯の自立に必要なとき ２，３００，０００円以内	６ヶ月以内	５年以内
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が １年を超えないとき １，７００，０００円以内 １年を超え１年６月以内であって、世帯の自立に必要なとき ２，３００，０００円以内	６ヶ月以内	５年以内

	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	１，５００，０００円以内	６ヶ月以内	７年以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	５００，０００円以内	６ヶ月以内	３年以内
	緊急小口資金	１００，０００円以内	２ヶ月以内	１２ヶ月以内
教育支援資金	教育支援学費	高等学校 月　額　３５，０００円以内 高等専門学校 月　額　６０，０００円以内 短期大学（専修学校専門課程を含む） 月　額　６０，０００円以内 大学 月　額　６５，０００円以内 ※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1．5倍の額まで貸付可能	卒業後 ６ヶ月以内	２０年以内
	就学支度費	５００，０００円以内		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	土地の評価額の７０％程度 月　３００，０００円以内	契約終了後 ３ヶ月以内	据置期間 終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	居住用不動産の評価額の７０％程度 （集合住宅は５０％程度） 生活扶助額の１．５倍以内	契約終了後 ３ヶ月以内	据置期間 終了時

（４）貸付金利子

無利子

・原則、連帯保証人１名必要。連帯保証人がいない場合は、貸付金利子（１．５％）が必要。

・教育支援資金については、原則として連帯保証人は不要。

（※不動産担保型生活資金は、年３％又は長期プライムレートのいずれか低い金利）

※貸付要件や手続き、貸付金交付時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

島根県社会福祉協議会

■事業対象者

上記「貸付対象者」のとおり

■借入の相談・申込み

居住地の地区の民生委員、もしくは社会福祉協議会に相談。

所定の申込用紙に関係書類を添え、民生委員（又は民生委員協議会）、市町村社会福祉協議会を経由し、島根県社会福祉協議会へ申し込む。

■問い合わせ先

名　　称	所在地	電話番号
松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター内	0852-21-5773
浜田市社会福祉協議会	浜田市野原町 859-1 浜田市総合福祉センター内	0855-22-0094
出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543 出雲市社会福祉センター内	0853-23-3781
益田市社会福祉協議会	益田市須子町 3-1 益田市総合福祉センター内	0856-22-7256
大田市社会福祉協議会	大田市大田町大田イ128 大田市民センター2F	0854-82-0091
安来市社会福祉協議会	安来市飯島町 1240-13	0854-23-1855
江津市社会福祉協議会	江津市江津町1518-1 江津ひと･まちプラザ2F	0855-52-2474
雲南市社会福祉協議会	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 三刀屋健康福祉センター内	0854-45-9888
奥出雲町社会福祉協議会	仁多郡奥出雲町三成 260-1	0854-54-0800
飯南町社会福祉協議会	飯石郡飯南町野萱1826-2 来島高齢者生活福祉センター	0854-76-2170
川本町社会福祉協議会	邑智郡川本町大字川本 332-16	0855-72-0104
美郷町社会福祉協議会	邑智郡美郷町粕淵195-1	0855-75-1345
邑南町社会福祉協議会	邑智郡邑南町高見485-1	0855-84-0332
津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町日原 14 津和野町保健福祉センターやまびこ内	0856-74-1617
吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580-4 吉賀町福祉センター	0856-77-0136
海士町社会福祉協議会	隠岐郡海士町大字海士 3969-1 海士町保健福祉センターひまわり	08514-2-0010
西ノ島町社会福祉協議会	隠岐郡西ノ島町美田2485	08514-6-1470
知夫村社会福祉協議会	隠岐郡知夫村 664 高齢者生活福祉センター招福苑	08514-8-2270
隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396 隠岐の島町社会福祉センター内	08512-2-0685

■島根県担当課

健康福祉部地域福祉課　地域福祉グループ　TEL 0852-22-6822

No.	事業名
47	介護福祉士等修学資金貸付事業

■事業概要

介護福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等（以下「養成施設」という。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付ける。

養成施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士等の登録を行い、県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事し、引き続いて一定期間これらの業務に従事したときは、返還額の全部を免除する。

生活保護世帯又はこれに準ずる者は、入学準備金、就職準備金、生活費加算も受けられる。

【貸付限度額】

月額	５０，０００円
入学準備金	２００，０００円
就職準備金	２００，０００円
国家試験受験対策費用	４０，０００円
生活費加算	島根県社会福祉協議会が別に定める額以内

【連帯保証人】

１名必要（修学資金を受けようとする者が未成年の場合は、父母等の法定代理人）

【返還が免除になる県内社会福祉施設等従事期間】

５年間（過疎地域においては３年間）

■実施主体

島根県社会福祉協議会

■事業対象者

養成施設に在学し、介護福祉士等の資格取得を目指す学生

■問い合わせ先

島根県社会福祉協議会　生活支援部福祉資金係　　TEL 0852-32-5996

■島根県担当課

健康福祉部 高齢者福祉課　　TEL 0852-22- 5798

No.	事業名
48	保育士修学資金貸付事業

■事業概要

保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学に要する費用の貸付を行う。

【貸付対象者等】

（１）貸付対象者

保育士養成施設に入学した学生であって、卒業後県内の保育所等に勤務しようとする者

（２）貸与額

月額50,000円以内

生活保護世帯等にあっては、入学準備金（※１）、就職準備金（※２）及び生活費加算あり。

※１・・・初回貸付時 200,000円以内　　※２・・・卒業時 200,000円以内

（３）貸付利子

無利子

（４）貸与期間

原則２年間

（５）返済免除規定

卒業後保育士登録し、県内の保育所等に５年間勤務した場合は全額免除

※貸付の申請や貸付金の支給等の詳細については、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

（社福）島根県社会福祉協議会

■事業対象者

上記「貸付対象者」のとおり

■問い合わせ先

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ５階

TEL：0852-32-5996　　FAX：0852-21-0798

E-Mail：shikin@fukushi-shimane.or.jp

HP：https: //www.fukushi-shimane.or.jp/

■島根県担当課

健康福祉部 子ども・子育て支援課　保育支援グループ　TEL 0852-22-5244

No.	事業名
51	若年者雇用対策事業（ジョブカフェ事業）

■事業概要

若年者を対象に、職業相談から就職、就職後のフォローアップまでの一貫した雇用関連サービスを提供する拠点として「ジョブカフェしまね」を設置し、若年者の県内就職を促進する。

【提供サービス】

（１）キャリア相談（キャリアアドバイザーによる個別相談など）
（２）適職診断
（３）「しまね就活情報サイト」を使った求人・企業情報検索
（４）就職応援セミナー（集団面接、コミュニケーション力アップなど）
（５）大学生等向けの就活イベント等の開催（企業ガイダンス、就職フェアなど）や参加経費の助成
（６）大学生等向けインターンシップのマッチングや参加経費の助成
（７）「しまね学生登録」登録者への情報提供

【就活情報の提供】

「しまね就活情報サイト」…県内企業情報が分かる、出会えるイベント情報等を掲載
（インターネットアドレス）https://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/

■実施主体

（公財）ふるさと島根定住財団

■事業対象者

学生及び若年求職者（概ね４５歳未満の方）

■問い合わせ先

・ジョブカフェしまね　松江センター
松江市朝日町４７８－１８　松江テルサ３階
☎ 0120-67-4510

・ジョブカフェしまね　浜田ブランチ
浜田市相生町１３９１－８　シティパルク浜田２階
☎ 0120-45-4970

■島根県担当課

商工労働部 雇用政策課　若年者就業支援グループ　TEL 0852-22-5365

No.	事業名
５２	地域若者サポートステーション事業

■事業概要

若年無業者に対して、相談から自立支援まで一貫した支援を行う「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を設置し、若年無業者の職業的自立を促進する。

【提供サービス】

（１）個別面談（臨床心理士による専門相談も実施）
（２）就職活動支援（面接練習、応募書類作成支援）
（３）各種スキルアップセミナー（コミュニケーションＵＰセミナー、職業適性検査など）
（４）就職後のサポート（キャリアアップ相談など）

■実施主体

国（厚生労働省）、島根県（民間事業者に委託）

■事業対象者

若年無業者（１５歳から４９歳までの方）

■問い合わせ先

・サポステ松江（しまね東部若者サポートステーション）
松江市東津田町１７４１－３　いきいきプラザ島根１Ｆ
☎ 0852-33-7710
（ホームページ）http://matsue-saposute.com

・サポステ出雲（しまね東部若者サポートステーション）
出雲市渡橋町３９８　正友ビル２Ｆ
☎ 0853-31-6663

・サポステ浜田（しまね西部若者サポートステーション）
浜田市野原町１８２６－１　いわみーる１Ｆ
☎ 0855-22-6830
（ホームページ）http://hamada-saposute.com/

■島根県担当課

商工労働部 雇用政策課　若年者就業支援グループ　TEL 0852-22-5365

No.	事業名
53	若年未就業者就職促進事業

■事業概要

県内在住の若年未就業者の就業機会を確保するため、一定期間の就労体験機会を提供するとともに、体験に必要な費用の一部を助成。

【制度の内容】

（１）就労体験期間　短期：３日～１０日（適性を見るための就労体験）
長期：１１日～３ヶ月（本格的な就労に向けた準備としての就労体験）

（２）対象業種　全ての産業

（３）補助額　短期：本人への奨励金 2.4 千円/日、受入先への謝金 1.2 千円/日
長期：本人への奨励金 110 千円/月、受入先への謝金 1.2 千円/日（職業訓練手当並）

■実施主体

島根県地域若者サポートステーション

■事業対象者

県内在住の若年未就業者（体験開始時に４９歳未満の者。ただし学生を除く。）

■問い合わせ先

・サポステ松江（しまね東部若者サポートステーション）
松江市東津田町１７４１－３　いきいきプラザ島根１Ｆ
☎ 0852-33-7710
（ホームページ）http://matsue-saposute.com

・サポステ出雲（しまね東部若者サポートステーション）
出雲市渡橋町３９８　正友ビル２Ｆ
☎ 0853-31-6663

・サポステ浜田（しまね西部若者サポートステーション）
浜田市野原町１８２６－１　いわみーる１Ｆ
☎ 0855-22-6830
（ホームページ）http://hamada-saposute.com/

■島根県担当課

商工労働部 雇用政策課　若年者就業支援グループ　TEL 0852-22-5365

No.	事業名
54	連絡調整員活用事業

■事業概要

４人の連絡調整員が県東部（宍道高校）・西部（浜田高校定時制・通信制）を拠点に、中学校（義務教育学校後期課程含む。以下同じ）卒業直後及び高校中退直後に進学先または就職先を未定とし、引きこもり等である者について把握し、社会的自立に向けての連絡調整を行う。

【連絡調整員の職務】

（１）公立中学校及び特別支援学校中学部卒業者のうち、卒業直後に進学先または就職先を未定とし、引きこもり等である者の状況把握

（２）県内公立高等学校及び特別支援学校高等部の中途退学者のうち、退学直後に進路を未定とし、引きこもり等である者の状況把握

※上記に該当する生徒に対しての公的機関等への連絡調整

■実施主体

島根県

■事業対象者

中学校・特別支援学校中学部卒業直後及び高校・特別支援学校高等部中退直後において、引きこもり等である者

■問い合わせ先

下記「島根県担当課」のとおり

■島根県担当課

教育庁 教育指導課　子ども安全支援室　TEL 0852-22-6064

No.	事業名
55	生活保護の実施

■事業概要

生活保護を受給する世帯に対しては、最低生活の維持に必要な扶助を行うとともに、自立に向けた援助を行う。

県は、法の趣旨に沿って適切な保護を実施するよう会議、研修、監査等の機会を通じて、市町村に指導・助言を行う。

■実施主体　　各市町村

■事業対象者

生活に困窮する日本国民で、その者が利用しうる現金を含む資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない者。

なお、生活に困窮する在日外国人に対しても、永住・定住やその配偶者の資格で在留する場合には、行政措置により生活保護法に準じた保護を行っている。

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市福祉事務所	0852-55-5305
浜　田　市	浜田市福祉事務所	0855-25-9301
出　雲　市	出雲市福祉事務所	0853-21-6962
益　田　市	益田市福祉事務所	0856-31-0242
大　田　市	大田市福祉事務所	0854-83-8146
安　来　市	安来市福祉事務所	0854-23-3210
江　津　市	江津市福祉事務所	0855-52-7486
雲　南　市	雲南市福祉事務所	0854-40-1041
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯　南　町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川　本　町	川本町福祉事務所	0855-72-0633
美　郷　町	美郷町福祉事務所	0855-75-1931
邑　南　町	邑南町福祉事務所	0855-95-1236
津 和 野 町	津和野町福祉事務所	0856-72-0673
吉　賀　町	吉賀町福祉事務所	0856-77-1165
海　士　町	海士町福祉事務所	08514-2-1823
西 ノ 島 町	西ノ島町福祉事務所	08514-6-0104
知　夫　村	知夫村福祉事務所	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町福祉事務所	08512-2-8561

■島根県担当課

健康福祉部 地域福祉課　生活保護グループ　TEL 0852-22-5234

No.	事業名
59	福祉医療費助成事業

■事業概要

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい者及びひとり親家庭）に対して、医療費の自己負担分の一部を助成し、受診時の経済的負担を軽減することにより、助成対象者の福祉の増進を図る。

【助成対象者】

対象者	要　　件	所得制限
重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用（20歳未満は所得制限なし）
重度身体障がい者	身障手帳１～２級所持者	
重度精神障がい者	精神手帳１級所持者	
重複重度障がい者	身障手帳３～４級＋IQ50以下 身障手帳３～４級＋精神手帳２級 精神手帳２級＋IQ50以下	
寝たきり者	65歳以上で3か月以上臥床し、他人の介護が必要な者	
ひとり親家庭	18歳未満又は高校３学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童	所得税非課税世帯

【助成する医療費】

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたときに、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く）から医療費の１割（次表の限度額を超える場合は、次表の額。）を控除した額。

区　分	限度額（受診者自己負担額） １ヶ月・１医療機関あたり	
	入　院	入院外
1　2及び3以外	２０，０００円	６，０００円
2　市町村民税非課税世帯に属する方	２，０００円	１，０００円
3　20歳未満の障がい児・者	２，０００円	１，０００円

※支給要件や手続き、支給時期等の詳細は、下記問い合わせ先に確認すること。

■実施主体

各市町村

■事業対象者

上記「助成対象者」のとおり

■問い合わせ先

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市子育て部　子育て支援課　子育て給付係	0852-55-5335
浜　田　市	浜田市市民生活部　保険年金課　医療年金係	0855-25-9411
出　雲　市	出雲市健康福祉部　福祉推進課　福祉企画係	0853-21-6694
益　田　市	益田市福祉環境部　障がい者福祉課	0856-31-0251
大　田　市	大田市環境生活部　市民課　保険年金係	0854-83-8154
安　来　市	安来市市民生活部　保険年金課　国保年金係	0854-23-3086
江　津　市	江津市保険年金課　医療年金係	0855-52-7483
雲　南　市	雲南市市民環境部　市民生活課　生活グループ	0854-40-1031
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所　福祉グループ	0854-54-2541
飯　南　町	飯南町福祉事務所　福祉担当	0854-72-1773
川　本　町	川本町健康福祉課　地域医療係	0855-72-0633
美　郷　町	美郷町健康福祉課　生活支援係	0855-75-1931
邑　南　町	邑南町福祉課　地域福祉係	0855-95-1115
津 和 野 町	津和野町健康福祉課　福祉係	0856-72-0673
吉　賀　町	吉賀町保健福祉課　福祉グループ	0856-77-1170
海　士　町	海士町健康福祉課　福祉係	08514-2-1823
西 ノ 島 町	西ノ島町健康福祉課　福祉係	08514-6-0104
知　夫　村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町福祉課　地域福祉係	08512-2-8561

■島根県担当課

健康福祉部 障がい福祉課　自立支援医療グループ　TEL 0852-22-5247

No.	事業名
61	要保護･準要保護児童生徒の医療費助成

■事業概要

学校保健安全法に基づき、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒の中で、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、健康診断等で、学校において治療の指示を受けた場合に、治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う。

【感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病（学校保健安全法施行令第８条)】

1　トラコーマ及び結膜炎
2　白癬（せん)、疥癬（かいせん）及び膿痂疹（のうかしん）
3　中耳炎
4　慢性副鼻腔（くう）炎及びアデノイド
5　齲（う）歯
6　寄生虫病（虫卵保有を含む。）

■実施主体

各市町村教育委員会・県教育委員会

■事業対象者

次のすべての要件に該当する要保護又は準要保護児童生徒の保護者
・小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒
・感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかった児童生徒
・学校において治療の指示を受けた児童生徒

■問い合わせ先

〔小・中・義務教育学校〕

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市教育委員会　学校教育課　学事係	0852-55-5416
浜　田　市	浜田市教育委員会　学校教育課　指導相談係	0855-25-9711
出　雲　市	出雲市教育委員会　教育政策課　学校管理係	0853-21-6190
益　田　市	益田市教育委員会　学校教育課	0856-31-0451
大　田　市	大田市教育委員会　総務課　総務管理係	0854-83-8121
安　来　市	安来市教育委員会　学校教育課	0854-23-3235
江　津　市	江津市教育委員会　学校教育課　管理係	0855-52-7495
雲　南　市	雲南市教育委員会　学校教育課　義務教育グループ	0854-40-1072
奥 出 雲 町	奥出雲町教育委員会　教育魅力課　学校教育グループ	0854-52-2672
飯　南　町	飯南町教育委員会　学校教育担当	0854-76-3944
川　本　町	川本町教育委員会　教育課　学校教育係	0855-72-0704
美　郷　町	美郷町教育委員会　教育課　学校教育係	0855-75-1217
邑　南　町	邑南町教育委員会　学校教育課　学事係	0855-83-1126
津 和 野 町	津和野町教育委員会　学校教育係	0856-72-1854
吉　賀　町	吉賀町教育委員会　学校教育担当	0856-77-1285

海　士　町	海士町教育委員会　共育課　学校教育係	08514-2-1222
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会　教育課　総務教育係	08514-6-0171
知　夫　村	知夫村教育委員会　総務教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会　総務学校教育課　学校教育係	08512-2-2095

〔特別支援学校〕　　下記「島根県担当課」のとおり

■島根県担当課

〔特別支援学校〕　　教育庁 保健体育課　管理グループ　　TEL 0852-22-5423
〔小・中・義務教育学校〕〃　学校企画課　情報・運営グループ　TEL 0852-22-6490

No.	事業名
63	母子家庭等就業・自立支援事業 （母子家庭等対策総合支援事業）

■事業概要

ひとり親家庭の親からの各種相談を受け、自立につながるよう支援を行う。

・就労相談（安定した就労収入を得て自立につながる就職や資格取得を促進）
・法律相談、養育費相談
・生活相談
・子育て相談

等々、あらゆるひとり親家庭に対する総合的に支援につながる相談を実施 。

■実施主体

各市町村、一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会

■事業対象者

母子家庭及び父子家庭

■問い合わせ先

市町村名	担当課	TEL
松　江　市	松江市子育て支援課	0852-55-5326
浜　田　市	浜田市子育て支援課	0855-25-9331
出　雲　市	出雲市子ども政策課	0853-21-6218
益　田　市	益田市子ども福祉課	0856-31-1380
大　田　市	大田市子ども家庭相談室	0854-83-8148
安　来　市	安来市福祉課	0854-23-3248
江　津　市	江津市子育て支援課	0855-52-7487
雲　南　市	雲南市子ども家庭支援課	0854-40-1067
奥 出 雲 町	奥出雲町福祉事務所	0854-54-2541
飯　南　町	飯南町福祉事務所	0854-72-1773
川　本　町	川本町健康福祉課	0855-72-0633
美　郷　町	美郷町健康福祉課	0855-75-1931
邑　南　町	邑南町福祉課	0855-95-1115
津 和 野 町	津和野町健康福祉課	0856-72-0673
吉　賀　町	吉賀町保健福祉課	0856-77-1169
海　士　町	海士町健康福祉課	08514-2-1823
西 ノ 島 町	西ノ島町健康福祉課	08514-6-0104
知　夫　村	知夫村村民福祉課	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐の島町福祉課	08512-2-8577

○島根県母子寡婦福祉連合会　0852-32-5920

■島根県担当課

健康福祉部 青少年家庭課　ひとり親支援グループ　TEL 0852-22-6688/6689

No.	事業名
70	結集！しまねの子育て協働プロジェクト （人材育成研修、家庭教育支援）

■事業概要

【人材育成研修】

・地域全体で子どもを育む体制づくりにかかわる市町村担当者や市町村が配置した地域学校協働活動推進員等の養成・資質向上、情報交換・共有を図るための研修を実施する。

【家庭教育支援】

・保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

■実施主体

【人材育成研修】島根県

【家庭教育支援】各市町村

■事業対象者

【人材育成研修】主に社会教育指導者

【家庭教育支援】主に乳幼児から中学生をもつ親（保護者）

■問い合わせ先

【人材育成研修】島根県立東部社会教育研修センター
島根県立西部社会教育研修センター

【家庭教育支援】

市町村名	担当部署名	TEL
松　江　市	松江市教育委員会　生涯学習課　企画調整係	0852-55-5288
浜　田　市	浜田市教育委員会　生涯学習課　生涯学習係	0855-25-9720
出　雲　市	出雲市教育委員会　教育政策課　社会教育係	0853-21-6909
益　田　市	益田市教育委員会　社会教育課	0856-31-0622
大　田　市	大田市教育委員会　社会教育課　社会教育係	0854-83-8125
安　来　市	安来市市民生活部　地域振興課　社会教育係	0854-23-3070
江　津　市	江津市教育委員会　社会教育課　社会教育係	0855-52-7496
雲　南　市	雲南市教育委員会　社会教育課　キャリア教育推進室	0854-40-1073
奥出雲町	奥出雲町教育委員会　教育魅力課　地域学習推進グループ	0854-52-2672
飯　南　町	飯南町教育委員会　社会教育担当	0854-76-3944
川　本　町	川本町教育委員会　教育課　社会教育係	0855-72-0594
美　郷　町	美郷町教育委員会　教育課　社会教育係	0855-75-1217
邑　南　町	邑南町教育委員会　生涯学習課	0855-83-1127
津和野町	津和野町教育委員会　社会教育係	0856-72-1854
吉　賀　町	吉賀町教育委員会　社会教育係	0856-77-1285

海　士　町	海士町教育委員会　地域共育課	08514-2-1221
西 ノ 島 町	西ノ島町教育委員会　教育課　社会教育係	08514-6-0171
知　夫　村	知夫村教育委員会　社会教育係	08514-8-2301
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会　社会教育課　社会教育係	08512-2-2126

■島根県担当課

教育庁 社会教育課　社会教育グループ　TEL 0852-22-5428
島根県立東部社会教育研修センター　TEL 0853-67-9060
島根県立西部社会教育研修センター　TEL 0855-24-9344

No.	事業名
81	高等教育の負担軽減

■事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年５月法律第８号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し、活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を行う。

１　対象学校種

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校で要件確認を受けた学校

２　対象者

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生で、個人要件を満たす者

３　個人要件

進学時：高校等の成績だけでなく、学修意欲が確認できること。

在学時：①または②であること。

①在学する大学等における学業成績について、平均成績等が上位1/2以上であること。

②修得単位数が標準単位数以上であり、学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

４　支援金額

下表のとおり。

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生には２/３又は１/３を支援。

【授業料等減免の上限額（年額）】学校に交付

学校種	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

【給付型奨学金の給付額（年額）】JASSO が学生に交付

学校種	自宅生	自宅外生
国公立大学・短期大学・専門学校	約35万円	約80万円
国公立高等専門学校	約21万円	約41万円
私立大学・短期大学・専門学校	約46万円	約91万円
私立高等専門学校	約32万円	約52万円

■実施主体

日本学生支援機構（JASSO）及び各学校

■事業対象者

上記「対象者」のとおり

■問い合わせ先

公立大学法人島根県立大学
公立・私立専修学校

■島根県担当課

総務部 総務課　私学・県立大学室　TEL 0852-22-5015（島根県立大学）
0852-22-5017（私立専修学校）
健康福祉部　医療政策課　TEL 0852-22-5613（公立専修学校）

■その他の情報■

本ガイドブックに掲載している施策のほか、県内市町村や全国の自治体で実施している取組などを掲載しているホームページもありますので、紹介します。

●子供の支援情報自治体情報ポータルサイト
「子供の未来応援国民運動」ホームページ
http://www.kodomohinkon.go.jp/